

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成24年3月1日（木）

社会・援護局総務課

目 次

頁

(重点事項)

1	社会保障・税一体改革素案について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	地域生活定着支援事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・	6
3	ひきこもり対策推進事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・	11
4	災害対策等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

(連絡事項)

1	無料低額老人保健施設に係る固定資産税減免措置の規程の見直し について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
2	社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について・・・・・・・・	31
3	共同募金運動についてについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32

(参考資料)

1	平成24年度予算案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
2	平成24年度社会・援護局関係主要行事予定＜社会関係＞・・	40
3	福祉避難所の指定状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41

重 点 事 項

1 社会保障・税一体改革素案について

1 生活困窮者対策の推進・生活保護の見直しについて

政府・与党では、昨年六月に決定された「社会保障・税一体改革成案」で示された基本的考え方や具体的な改革内容に従って更にその具体化に向けた議論を行い、本年2月17日に「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定したところである。

「社会保障・税一体改革大綱」においては、未来への投資（子ども・子育て支援）の強化、医療・介護サービス保障の強化、社会保険制度のセーフティネット機能の強化などの社会保障改革の方向性や具体的な改革内容が示されており、この改革の柱の一つとして、貧困・格差対策の強化が掲げられている。

すべての人の自立した生活の実現に向け、就労や生活の支援を行うとともに、低所得者へきめ細やかな配慮を行うことにより、貧困・格差対策の強化に取り組むことは喫緊の課題である。

このため、貧困・格差対策の強化については、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略（名称は今後検討）の策定（平成24年秋目途）に向け、検討を進めていく予定である。

（1）生活困窮者対策の推進

第二のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備等を進めるため、国の中期プランを策定することや、生活困窮者の自立に向けた生活支援サービスの体系化、民間の生活支援機関（NPO、社会福祉法人等）の育成・普及、多様な就労機会の創出等を図るため、必要な法整備も含め検討することを予定している。

（2）生活保護制度の見直しについて

生活保護の見直しについては、国民の国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組んでいく予定である。

なお、平成24年度における当面の対策として、生活保護制度において、以下の取り

組みを実施する。

ア 生活保護受給者の就労・自立支援の充実

ハローワークと連携した生活保護受給者に対する就労支援の強化、社会福祉法人やNPOの協力を得て実施する高齢者等の生活支援の充実、生活保護受給世帯の子どもに対する養育相談等を実施する。

イ 生活保護の適正化の徹底

支援が必要な人に対し適切な保護を行う一方で、国民の信頼を損なうような不正・悪質な事例に厳正に対処する。電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進等を通じた医療扶助の適正化、調査手法の見直しを通じた不正受給対策を徹底する。

(参考) 社会保障・税一体改革大綱(抄)

6. 貧困・格差対策の強化(重層的セーフティネットの構築)(一部再掲)

(3) 重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直し

○ 生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略(名称は今後検討)を策定する。(平成24年秋目途)

i 生活困窮者対策の推進

○ 第2のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、以下の取組を推進する。

a. 生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備・人材確保等を進めるため、国の中期プランを策定する。

b. 生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化、民間の生活支援機関(NPO、社会福祉法人等)の育成・普及、多様な就労機会の創出等を図るため、必要な法整備も含め検討する。

ii 生活保護制度の見直し

○ 国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組む。

＜平成24年度における主な関連施策＞

○ 当面の対策として、生活保護制度において、以下の取組を実施する。

i 生活保護受給者の就労・自立支援の充実

○ ハローワークと連携した生活保護受給者に対する就労支援の強化、社会福祉法人やNPOの協力を得て実施する高齢者等の生活支援の充実、生活保護受給世帯の子どもに対する養育相談等を実施する。

ii 生活保護の適正化の徹底

○ 支援が必要な人に対し適切な保護を行う一方で、国民の信頼を損なうような不正・悪質な事例に厳正に対処する。電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進等を通じた医療扶助の適正化、調査手法の見直しを通じた不正受給対策を徹底する。

社会保障・税一体改革で目指す将来像

～未来への投資(子ども・子育て支援)の強化と貧困・格差対策の強化～

社会保障改革が必要とされる背景

非正規雇用の増加など
雇用基盤の変化

家族形態や地域の変化

人口の高齢化、
現役世代の減少

高齢化に伴う社会保障
費用の急速な増大

- ・高齢者への給付が相対的に手厚く、現役世代の生活リスクに対応できていない
- ・貧困問題や格差拡大への対応などが不十分
- ・社会保障費用の多くが赤字国債で賄われ、負担を将来世代へ先送り

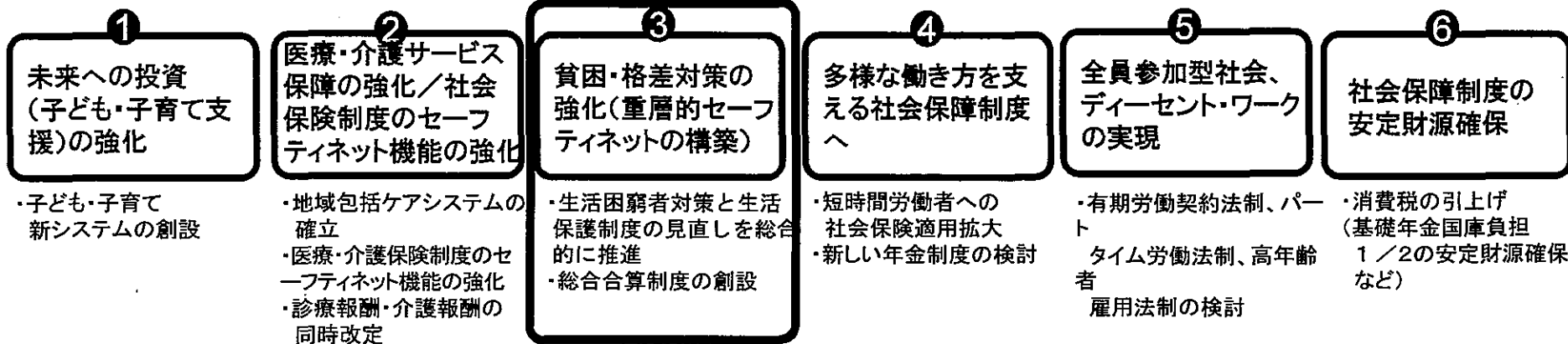
社会経済の変化に対応した
社会保障の機能強化
が求められる

➡ 現役世代も含めた全ての人が、より受益を実感できる社会保障制度の再構築

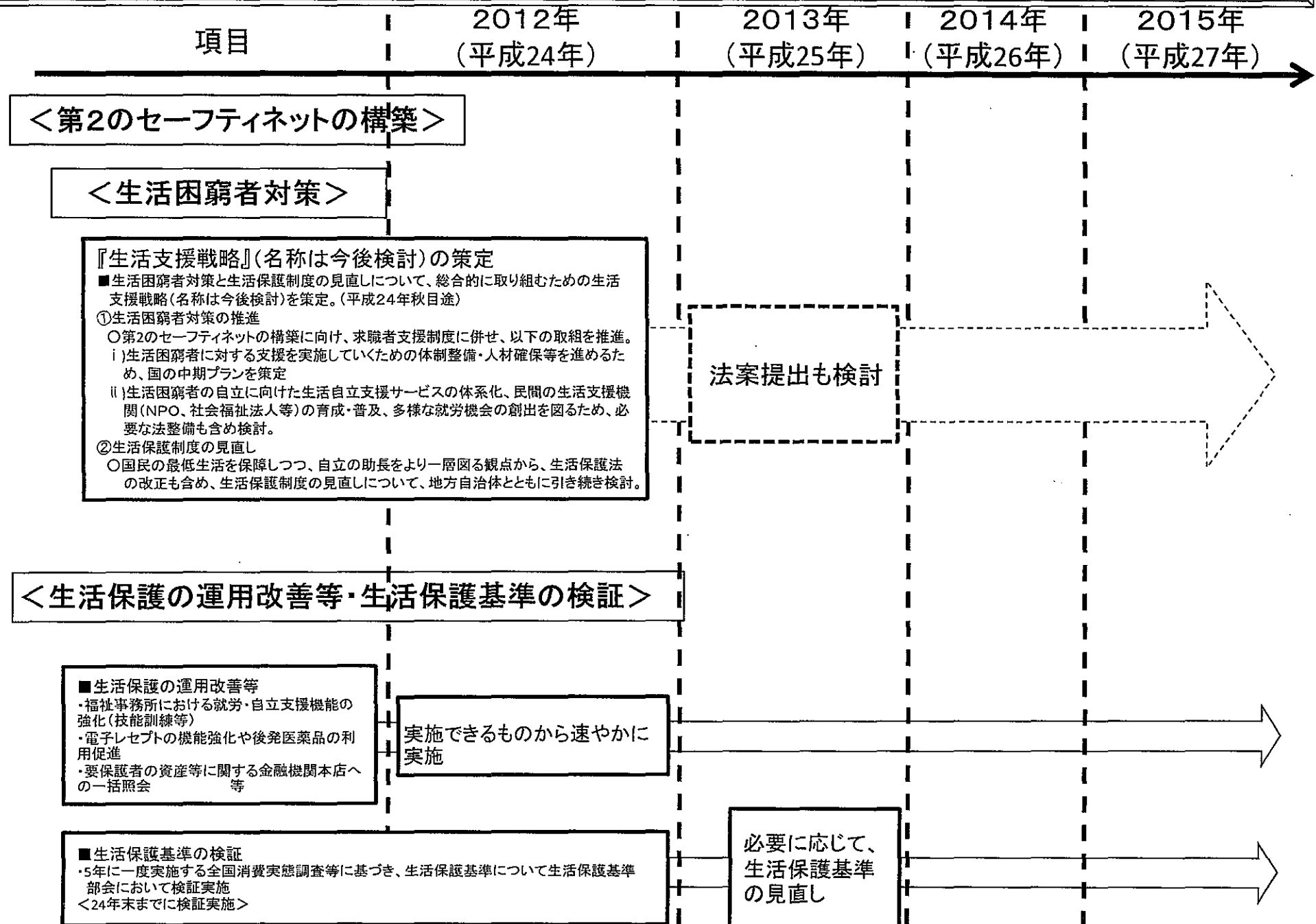
改革のポイント

- ◆ 共助・連帯を基礎として国民一人一人の自立を支援
- ◆ 機能の充実と徹底した給付の重点化・効率化を、同時に実施
- ◆ 世代間だけでなく世代内での公平を重視
- ◆ 特に、①子ども・若者、②医療・介護サービス、③年金、④貧困・格差対策を優先的に改革
- ◆ 消費税の充当先を「年金・医療・介護・子育て」の4分野に拡大＜社会保障4経費＞
- ◆ 社会保障の安定財源確保と財政健全化を同時達成⇒2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げ
- ◆ 就労促進により社会保障制度を支える基盤を強化

改革の方向性



現時点で考えているスケジュール



2 矯正施設退所者の地域生活定着促進事業の推進について

(1) 事業概要

- 矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所者のうち、高齢又は障害を有する者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、必要とする福祉サービス等を受けていない人が少なくない状況や、親族等の受入先を得られないまま矯正施設を退所する高齢者、障害者も数多く存在することが明らかになっている。
- このため、平成21年度から「地域生活定着支援事業」を実施し、矯正施設に入所中の段階から、福祉サービス等につなげる支援を実施する「地域生活定着支援センター」を各都道府県に設置している。

(2) 「地域生活定着支援センター」の設置状況

- 平成24年2月末時点において、47都道府県のうち、45都道府県においてセンターが設置されている（福島県、新潟県については平成24年3月設置予定）。

(3) 「地域生活定着促進事業」の実施

- 従来は、矯正施設退所までの帰住先の調整業務が中心であり、退所後の定着支援は十分に実施されてこなかったが、平成24年度においては、矯正施設退所後のフォローアップ、相談支援まで支援を拡大・拡充することとし、より地域への継続的な定着を促進することとした。そのため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」と保護観察所が協働して、入所中から退所後まで一貫した相談支援を行う「地域生活定着促進事業」を実施することとしているので、一層の積極的な取り組みについてお願いしたい。

地域生活定着促進事業での地域生活定着支援センターの主な業務

① コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の入所者を対象として受入先となる社会福祉施設等のあっせんや福祉サービスの申請支援等を行う。

② フォローアップ業務

矯正施設退所後、矯正施設退所者を受け入れた施設等に対し、処遇上の助言を行い、また対象者のケア会議を開催し、退所後の支援について協議するなど必要な支援を行い、矯正施設退所者の施設等への定着を図る。

③ 相談支援業務

矯正施設退所者等に対し、地域の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じ、面接、助言、訪問などその他必要な支援を行い、地域への継続的な定着を図る。

- なお、コーディネート業務を実施するにあたり、特別調整候補者の選定期期について、「保護観察所の長が特別調整対象者として選定する時点で、可能な限り、出所又は出院までの期間が6か月以上確保されるよう、特別調整候補者の選定期期について配意する。」旨法務省矯正局より矯正施設あて事務連絡（平成23年3月30日）が発出されているので、御配意願いたい。

（４）予算案の内容

- 本事業は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金（237億円）」のメニュー事業として実施する。
 - ア 補助基準額
センター1ヶ所あたり、2500万円以内（予定）
 - イ 補助率
定額（10／10相当）

（参考1）

地域生活定着促進事業実施要領（案）

1 目的

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。）退所予定者及び退所者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）」が、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団

体等（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、保護観察所、矯正施設の設置状況を考慮し、原則として都道府県に各1か所とする。

イ 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。

なお、やむを得ず他の名称を使う場合については、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

(2) センターの事業内容

センターは、矯正施設、各都道府県の保護観察所、及び地域の関係機関と連携・協働し、以下の業務を行う。なお、事業を行う上では、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成21年5月27日社援総発第0527001号）に十分留意されたい。

ア 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務

イ 矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務

ウ 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務

エ 地域のネットワークの構築と連携促進業務

センター、保護観察所、受入先となる関係機関等による連絡協議会等において、情報交換、対象者の退所後の生活についての検討を行うなど、恒常的な連携が確保できるよう努める。また、矯正施設退所者等が継続した地域生活を送るために、地域の関係機関が適切な支援を実施できるよう、普段から会議や研修会を実施するなど連携及び地域の支援技術の向上に努める。

オ 情報発信業務

センターは、本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努める。

(3) 実施体制

ア 職員の配置

センターの職員は6名の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の

資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。

4 対象者

- (1) 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者。
- (2) その他、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。

5 実施上の留意事項

秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

（参考2）関連通知

- 刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について（平成21年4月1日付法務省保観第206号、社援発第0401019号）
- 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について（平成21年5月27日付社援総発第0527001号）

(参考) 地域生活定着促進事業

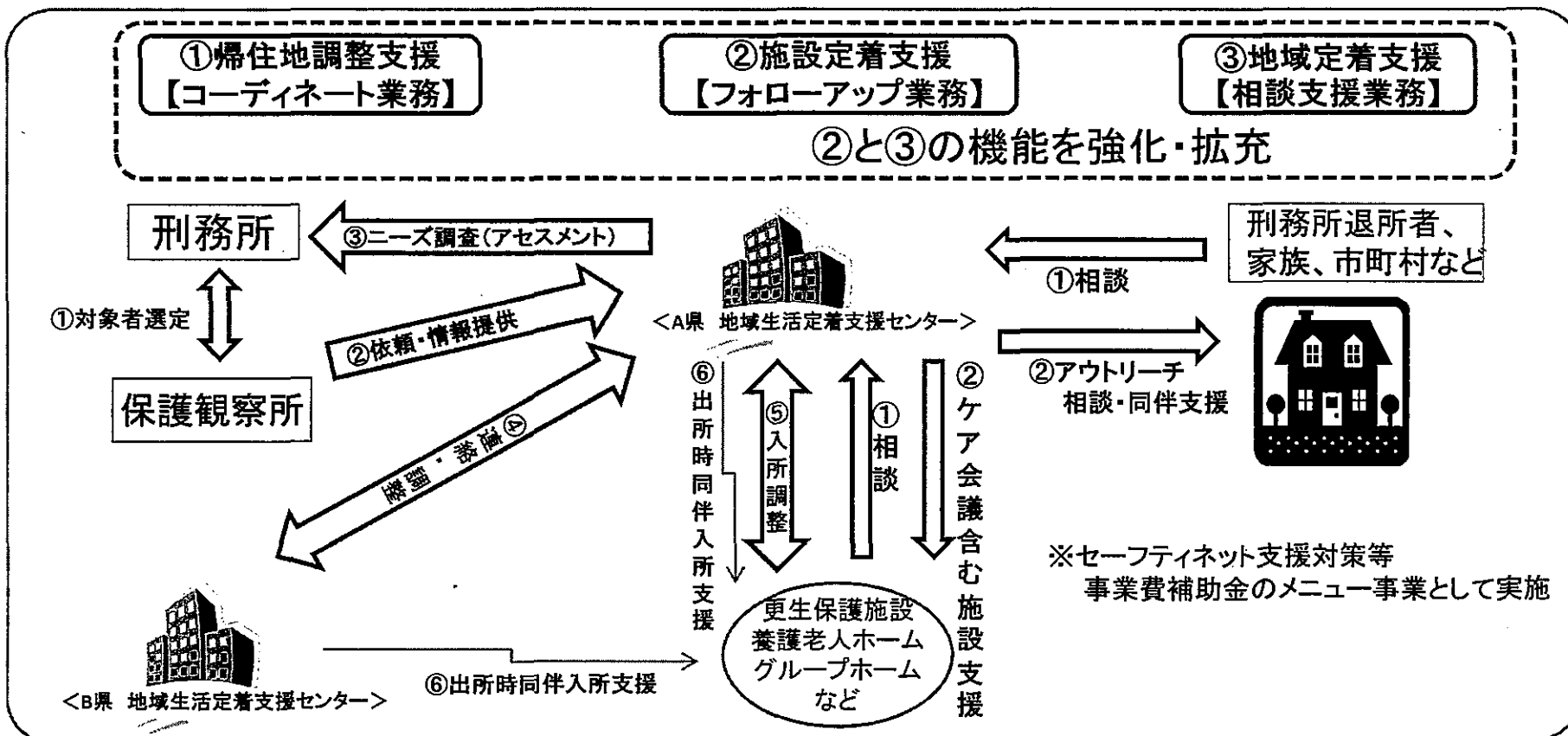
平成24年度

- 高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者に対し、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活に定着をはかるため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」と保護観察所が協働して進める地域生活定着促進事業を推進する。
- 地域生活定着支援センターで、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、矯正施設退所後に行う②社会福祉施設入所後の定着のためのフォローアップ業務及び、③退所後の福祉サービス等についての相談支援業務を一体的に行うことにより、社会復帰と再犯防止に寄与する。

(参考) ○受入先がない高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000人/年(平成18年法務省特別調査)

○65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は約70%、65歳以上の高齢再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる(平成19年版犯罪白書)

○知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%(平成18年法務省特別調査)



3 ひきこもり対策推進事業の推進について

(1) 事業の主旨及び概要

- ひきこもり施策に係る新たな取り組みとして、平成21年度から、「ひきこもり対策推進事業」を実施し、ひきこもりに特化した専門相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を各都道府県・指定都市に設置している。

- 本センターは、ひきこもり状態にある本人や家族が、地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的としたものである。

本センターに配置される「ひきこもり支援コーディネーター」を中心に、電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、保健所、医療機関、地域若者サポートステーション等の地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策に関する情報を広く提供する役割を担うものである。

(2) 「ひきこもり地域支援センター」の設置状況

- 平成24年2月末時点において、全国の都道府県・指定都市のうち、32の自治体において、「ひきこもり地域支援センター」が34ヶ所設置されている。

- ひきこもり対策の充実を図るためには、ひきこもりに特化した「ひきこもり地域支援センター」が必要であると考えており、センターを設置していない自治体におかれては、本事業を活用し、本センターを設置することについて、積極的な取り組みをお願いしたい。

(センター未設置自治体)

青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、三重県、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、広島県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市

(3) 訪問支援による相談機能の充実について

- 平成22年5月に公表された「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」において、家庭訪問を中心とする支援が有効な方法とされたことから、平成23年度から、訪問支援機能の充実のため、事業費を増額したところであるので、積極的な訪問支援の実施について、御配慮願いたい。

(4) 予算案の内容

本事業は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金（237億円）」のメニューとして実施（ひきこもり対策担当部局が別部局の場合は、本件の周知等についてお願いしたい。）。

ア 補助基準額

- ・ 児童期又は成人期のセンター（1ヶ所当たり）
1000万円以内（補助額500万円以内）
- ・ 児童期・成人期を兼ねるセンター
ひきこもり支援コーディネーターを4名以上（専門職2名以上）配置、
2000万円以内（補助額1000万円以内）。
ひきこもり支援コーディネーターを2名以上4名未満（専門職1名以上）配置、
1000万円以内（補助額500万円以内）。

イ 補助率

1／2

(5) その他

- ひきこもり支援技術の向上、情報の共有、研究協議を目的として、「ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会（事務局：和歌山県精神保健福祉センター内）」が平成23年12月に発足した。センター設置自治体及び未設置自治体におかれても、本全国連絡協議会の実施する事業に積極的に参加するなど、特段の御配慮をお願いしたい。
- なお、ひきこもりに関連する部局は、医療、教育、福祉、及び青少年育成等、多岐にわたるため、各自治体におかれては、関係部署との連携に御配慮願いたい。

(参考1)

「子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）」（平成22年4月施行）は教育、福祉、雇用など各関連分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、ニート、ひきこもりといった困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることをその内容としている。本事業の「ひきこもり地域支援センター」は、その地域ネットワークを構成する機関とされている。

(参考2)

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」

厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」（研究代表者 齊藤万比古）

http://www.ncgmkohndai.go.jp/pdf/jidouseishin/22ncgm_hikikomori.pdf

(参考)ひきこもり地域支援センターの概要

課題

- ①ひきこもり本人や家族が十分に相談できずにいるのではないか。
- ②関係機関のネットワークが十分に形成されていないのではないか。
- ③本人や家族にひきこもり施策等の情報が届いていないのではないか。



各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備。

○「ひきこもり支援コーディネーター(社会福祉士、精神保健福祉士等)」を置き、次の事業を行う。

①第1次相談窓口と 家庭訪問中心とした支援



ひきこもり本人、家族等からの電話・来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行う。
また、対象者の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。

②他の関係機関との連携



対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携を図る。

③情報発信



リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

ひきこもり地域支援センターの概念図

